自動車税納税通知書の住所変更・改姓届について

必要事項を記入し、ハガキ(裏面に貼り付け)又は封筒に入れて送付してください。

※郵送の際は、必ず切手を貼ってください。

＜住所変更・改姓 届出書　送付先＞

きりとり

〒371－8507

群馬県前橋市上泉町397－5

群馬県自動車税事務所　　行

きりとり

きりとり

きりとり

＜住所変更・改姓 届出書＞

きりとり

自動車税納税通知書　住所変更　・　改姓　届出書

[群][群馬][高崎][前橋]ナンバーの自動車をお持ちで、住所変更・改姓をされた方へ

この届出書は、車検証の変更手続が間に合わない場合に、納税通知書の宛先を一時的に変更するためのものですので、届出書の提出後、速やかに車検証の変更手続をお済ませください。

自動車の登録番号 [自動車が複数ある場合 1台のみご記入ください]	群　群馬 高崎　前橋				かな				

新住所	〒□□□－□□□□ 都道府県 アパート名等(棟室番号までご記入ください。)
	連絡先電話番号
前住所	※車検証に記載されている住所をご記入ください。

改姓の有無	有　・　無	旧姓	新姓

上記のとおり相違ありません。　　年　　月　　日

ふりがな
納税義務者署名
(車検証上の名義人)　　㊞

※納税義務者以外の方からの届出は受け付けられません。

注意事項

■この届出書では、以下の手続きはできませんのでご了承ください。
・納税義務者の変更
・車検証自体の住所変更・名義変更(運輸支局へお問い合わせください。)
・軽自動車・二輪車の納税通知書の住所変更・改姓手続き
(市役所・町村役場の税務担当課へお問い合わせください。)
■個人名義の自動車は、住民票の記載変更が済んでいない場合、この届出書で住所変更を行うことはできません。法人・団体名義の自動車は、登記又は定款等の所在地変更が済んでいない場合、この届出書で所在地変更を行うことはできません。
■集合住宅の場合は、アパート・マンション名、棟室番号までご記入ください。

問い合わせ先	群馬県自動車税事務所　課税第一係 〒371－8712　群馬県 前橋市 上泉町 397－5 TEL　027－263－4343　　FAX　027－261－5931

きりとり

きりとり

きりとり